

様式第20号（第20条関係）

盛岡市達第 号

住 所

特定非営利活動法人の名称

合併認証取消通知書

〇〇〇〇ので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第3項の規定により、 年 月 日付け盛岡市指令 第 号による特定非営利活動法人の合併の認証を取消します。

年 月 日

盛岡市長

付記

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）
- 2 この処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで当該処分の取消しの訴えを提起することができます。